

利用許諾契約書

■■■■■（以下「甲」という）と●●●●●（以下「乙」という）とは甲が権利を有する著作物の許諾に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条（定義）

本契約において、以下の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「本著作物」とは、利用許諾する権利を甲が有する別紙に定める著作物のことをいう。
- （2）「本著作物データ」とは、本著作物をコンピューター、その他の電子端末等によって読み取り可能な記号列に変換したデータのことをいう。
- （3）「本件教材」とは、乙が制作する教材をいい、その詳細は別紙に定める。

第2条（利用許諾）

1. 甲は乙に対し、日本国内において本著作物データを使用して本件教材を制作及び製造し、別紙に定める方法で使用することを非独占的に許諾する。
2. 乙は、本著作物データを使用して本件教材を制作する際に、止むを得ないと認められる範囲において、本著作物データを修正、改変、編集すること、見出しやキーワードを付加することができる。但し、当該修正・編集等が本著作物の内容の変更に該当する場合には、乙は甲の事前の書面による承諾を得なければならない。
3. 乙に許諾された権利は、本条で明示的に定められた利用許諾の範囲に限定されており、本件教材以外の商品やサービスへの転用または如何なる形での二次利用も本契約の許諾事項には一切含まれていない。
4. 乙は、本条で許諾された権利の行使にあたり、本著作物及び本著作物データの全内容またはその一部について、不正に複製、改変、頒布、送信、上映、販売、リバース・エンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルその他これに類する行為が行われぬよう、本件教材において適切な技術的措置を講じなければならない。

第3条（広告宣伝による利用）

乙が本著作物または本著作物データの一部を本件教材の宣伝広告に利用を希望する場合、甲の書面による事前承諾を得なければならない。

第4条（著作権等の表示）

乙は、本件教材に甲の指定する著作権表記を行わなければならない。

第5条（再許諾禁止）

乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に対し、第2条の利用許諾に関する権利の全部または一部を再許諾することはできない。

第6条（著作権の保証）

甲は、甲が本契約を締結する権限を有していること、並びに本著作物及び本著作物データが第三者の権利を侵害していないことを保証する。

第7条（本著作物データの受渡し）

1. 甲は、本著作物データを甲の選択する（または乙の指定する）収録媒体に収録して別紙に定める期日までに乙の指定する場所で乙に対し受け渡すものとする。
2. 前項の規定により乙に納入された本著作物データの収録媒体の所有権及び危険は、納入時に乙に移転するものとする。

第8条（検収）

1. 乙は前条に基づき甲より納入された本著作物データの受け入れ検査を実施し、その結果が不合格となった場合、直ちに甲に通知する。但し、不合格の通知が納入後7日以内になされない場合、本著作物データは当該受け入れ検査に合格したものとみなす。
2. 検収合格までの期間において、納入された本著作物データに瑕疵が発見された場合には、甲は、甲の選択に従い、甲の費用をもって、速やかに、瑕疵のないものとの交換、瑕疵の修補、または瑕疵の程度に応じた代金の減額に応じるものとする。
3. 検収完了後は、甲は前項に定める責任その他瑕疵に関する一切の責任を負わないものとする。

第9条（対価）

本契約により利用許諾の対価は無償とする。

第10条（損害賠償）

甲または乙は、本契約に関して被った損害について、故意もしくは重過失に基づく場合、または第13条第2項に基づく場合を除き、相手方に対して損害賠償請求を行わないものとする。

第11条（有効期間）

本契約の有効期間は、●●年●月●日から●●年●月●日までとする。但し、甲乙いずれかが、本契約の期間満了3ヶ月前までに、相手方に対し書面をもって本契約終了の通知をしない限り、本契約はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第12条（解除）

1. 甲または乙は、相手方が本契約に基づく債務を履行しない場合、あるいは、本契約条項の一つでも違反したときには、相当な期間を定めて催告を行い、その期間内に履行もしくは違反状況の改善・回避がなかったときには、書面による通知をもって本契約を解除することができる。
2. 甲または乙は、相手方に次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、何らの

通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 契約を継続しがたい重大な背信行為を行った場合
- (2) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化しまたはその虞があると認められる相当の理由がある場合
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (4) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
- (5) 破産、民事再生、会社更生の手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合

第 13 条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲または乙が、次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方は、催告を要せず、直ちに本契約及び個別契約を解除することができる。
 - (1) 自己または自己の役員もしくは従業員または自己の代理もしくは契約を媒介する者その他の関係者が、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者、またはこれらの者と密接な関わりを持つ者であることが判明したとき
 - (2) 自己または自己の役員もしくは従業員または自己の代理もしくは契約を媒介する者その他の関係者が、自ら、または第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為、及びこれらに準じる行為を行ったとき
2. 前項の解除により相手方に損害が生じても、解除した当事者は相手方の損害を何ら賠償ないし補償する責任を負わない。また、前項により解除された当事者は、相手方が被った損害（直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、積極損害及び消極損害を含むがこれに限定されない）のすべてを賠償する責任を負う。

第 14 条 (契約終了後の措置)

1. 乙は本契約が終了した場合、甲が乙に引き渡した本著作物及び本著作物データをすべて甲に返却するとともに乙が複製し、または複製させた本著作物及び本著作物データをすべて破棄または消去する。また、乙は甲に対して全てのデータを消去したことを証する書面を提出する。
4. 本契約の終了後も、第 2 条第 4 項（技術的措置）、第 10 条（損害賠償）、本条（契約終了後の措置）、第 15 条（守秘義務）、第 16 条（権利義務譲渡禁止）、第 18 条（協議）及び第 19 条（管轄）は有効に存続する。

第 15 条 (守秘義務)

1. 甲及び乙は、本契約に関連して相手方から開示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密を、本契約期間中はもとより、本契約終了後も相手方の書面による承諾なくして、第三者に対しては開示、漏洩しない。なお、甲及び乙は、秘密情報を相手方に開示する場合には、秘密である旨の表示を行う。但し、次の各号のいずれかに該当

する情報は秘密情報から除く。

(1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの

(2) 甲または乙が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの

(3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

(4) 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの

2. 本条に定める守秘義務は本契約終了後5年間存続する。

第16条 (権利義務譲渡禁止)

甲及び乙は、本契約上の地位並びに本契約から生じた権利及び義務を相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡し、あるいは担保に供しないものとする。

第17条 (契約内容の変更)

本契約の修正・変更は、甲乙間の文書による合意がない限り効力を生じない。

第18条 (協議)

本契約に定めのない事項、または本契約について甲乙解釈を異にした事項については双方誠意をもって友好的に協議の上解決する。

第19条 (管轄)

本契約について訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めて解決する。

本契約締結の証として、本書を2通作成し、両者署名または記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

(甲所在地)

甲： ■■■■■■

(署名) (印)

(乙所在地)

乙： ●●●●●●

(署名) (印)

【別紙】

| | |
|-----------------------|---|
| <p>本著作物</p> | <p>①（書籍タイトル1） ②（書籍タイトル2） ③（書籍タイトル3）</p> |
| <p>本件教材</p> | <p>乙が制作する、乙に在籍する生徒（以下「学生」という）向け文字拡大版印刷物（以下「本件教材 A」という）およびデジタル機材利用のためのテキストファイル（以下「本件教材 B」という）</p> |
| <p>本件教材の仕様・詳細</p> | <p><仕様> 本件教材 A：本著作物のうち学習に必要なテキスト情報のみを抽出し、弱視学生を対象とし、文字を拡大して印刷出力したもの。 本件教材 B：本著作物のうち学習に必要なテキスト情報のみを抽出し、全盲学生を主な対象とし、音声読み上げ機能をもつデジタル機材にて利用するプレーンテキスト。</p> <p><使用方法> 1) 本件教材 A について ・乙は、印刷出力した本件教材 A を、乙の校内において学生に対して配布することができる。 2) 本件教材 B について ・乙は、本件教材 B を、音声読み上げ機能をもつデジタル機材（以下「本件機材という」）を通じて学生に対して使用させることができる。 ・本件教材 B は学生のみを使用対象とし、乙は、本件機材を使用させるため毎年の入学時に当該年度に入学する各学生 1 人につき 1 ID を付与する。 ・ID 発行によって本件機材を使用できる期間は当該 ID を付与された学生の在籍期間中とする。 ・本件教材 B を使用できる場所は、乙の校内及び乙の寄宿舍内に限定される。</p> |
| <p>本著作物データの受け渡し期日</p> | <p>●●年●月●日まで</p> |
| <p>備考</p> | |

以上